

日本福祉大学学費（前受金）納付期限猶予措置に関する内規

(総則)

第1条 この内規は、日本福祉大学学費納付規則第3条および第11条の2、日本福祉大学大学院学費納付規則第3条に基づき、あらたに入学を許可された者の学費の納付期日について定める。

(新入学生の学費納付期日)

第2条 新たに入学を許可された者の学費納付期限や納付方法については、入学試験要項および入学手続要項で定める。

(納付期限猶予措置)

第3条 前条にかかわらず、特段の事由がある者について納付期限を猶予することができる。

第4条 第3条に基づき納付期限の猶予を受けようとする者は、次の条件を満たさなければならない。

- ① 自己資金が準備できず、さらに公的融資や民間融資が利用できない特段の事由があり、指定期間内に学費を納付することが困難であること。
- ② 日本学生支援機構奨学金を受けることができる条件を有する者であること。

(納付期限猶予措置の対象となる学費等)

第5条 納付期限猶予措置を受けることができる学費等は、授業料、施設維持費、各種徴収金とする。

2 入学金は、原則として猶予措置を受けることができない。

(納付期限猶予の期間)

第6条 納付期限を猶予できる期間は、7月末日までとする。

2 納付期限の猶予を受けた者は、除籍内示の対象としない。

(納付期限猶予措置の願い出)

第7条 納付期限猶予措置を希望する者は、指定の申請用紙で願い出るものとする。

2 願い出の期間は、入学試験要項および入学手続要項に定める入学手続期間内とする。

(許可)

第8条 納付期限猶予措置については、学生部長が審査し許可する。

(その他)

第9条 納付期限猶予措置を許可された者は、4月に行なわれる奨学金オリエンテーションに出席し、日本学生支援機構奨学金に応募するものとする。

(所管課)

第10条 この内規の所管課は、経理課とする。

（内規の改廃）

第11条 この内規の改廃は、理事長がこれを行う。

附 則

- 1 この内規は、平成16年2月1日より施行する。
- 2 この内規は、平成19年4月1日より改正施行する。
- 3 この内規は、平成22年4月1日より一部改正施行する。
- 4 この内規は、平成25年4月1日より一部改正施行する。